令和７年度玖珠駐屯地で使用する電気

陸上自衛隊玖珠駐屯地

仕　様　書

1　件　名　令和７年度玖珠駐屯地で使用する電気

2　概　要

（1）　需要場所　大分県玖珠郡玖珠町大字帆足２４９４
　　陸上自衛隊玖珠駐屯地

（2）　業種および用途　官公署（国家事務）

3　仕　様

（1）電気供給方式、給電電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数
　　電気方式

ア　供給電気方式　交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）６０００ボルト

ウ　計量電圧（標準電圧）６０００ボルト

エ　標準周波数　６０ヘルツ

オ　電気方式　１回線受電

（2）　契約電力および電力使用量

ア　契約電力５７０キロワット
　（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則これを超えないものとする。

イ　予定使用電力量２０７．５万キロワットアワー（別紙第１）

ウ　令和５年度月別最大電力（別紙第２）

エ　令和６年度月別最大電力（別紙第３）、最大日負荷曲線（別紙第４）

（3）　供給電力の種類等
　「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率１００％とすること。
　（参照：付紙第１「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要）

（4）　契約期間
　令和７年４月１日００：００～令和８年３月３１日２４：００

（5）　電力量等の検針
　自動検針装置による

電力会社の検針方法	遠隔自動検針
計量器の構成	（株）三菱変成付複合計器（携帯電話用伝送端末付） 形式　WP3EL-R 交流３相３線式　110ボルト５アンペア60ヘルツ
計器定数	1000パルス/キロワット秒
パルス定数	50000パルス/キロワット時（パルス記号SV）

V C T　　6600/110 ボルト　100/5 アンペア

(6)　需給場所
需給場所における陸上自衛隊玖珠駐屯地構内の引き込み柱の区分開閉器（気中開閉器）電源側ブッシングと九州電力株式会社架空引き込み線の接続点

(7)　電気工作物の財産分界点
需給場所における陸上自衛隊玖珠駐屯地構内の引き込み柱の区分開閉器（気中開閉器）電源側ブッシングと九州電力株式会社架空引き込み線の接続点

(8)　保安上の責任分界点
需給場所における陸上自衛隊玖珠駐屯地構内の引き込み柱の区分開閉器（気中開閉器）電源側ブッシングと九州電力株式会社架空引き込み線の接続点

(9)　再エネ比率の確認が出来る書類の提出
供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で半期ごと提出すること。（参照：付紙第２　特定電源割当証明書様式例、付紙第３特定電源割当計画書様式例）

4　その他

(1)　力率は自動力率調整装置を設置し、契約期間中は100％を保持する予定

(2)　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。

(3)　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める標準供給条件及び選択供給条件による。
なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。再エネ比率１００％にかかる負荷料金等は含めるものとする。

(4)　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第５に掲げる条件を満たすこと。

別紙第１

月別予定使用電力量

（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

月	使用電力量 (kwh)	夏季 (kwh)	その他季 (kwh)	備考
4	120,000		120,000	
5	120,000		120,000	
6	165,000		165,000	
7	240,000	240,000		
8	240,000	240,000		
9	230,000	230,000		
10	145,000		145,000	
11	145,000		145,000	
12	170,000		170,000	
1	175,000		175,000	
2	165,000		165,000	
3	160,000		160,000	
合計	2,075,000	710,000	1,365,000	

（注）

夏　季：　　７月１日から９月３０日までの期間をいいます。

その他季：　夏季以外の期間をいいます。

休　日　等：　日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び4月30日

5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日とする。

別紙第２

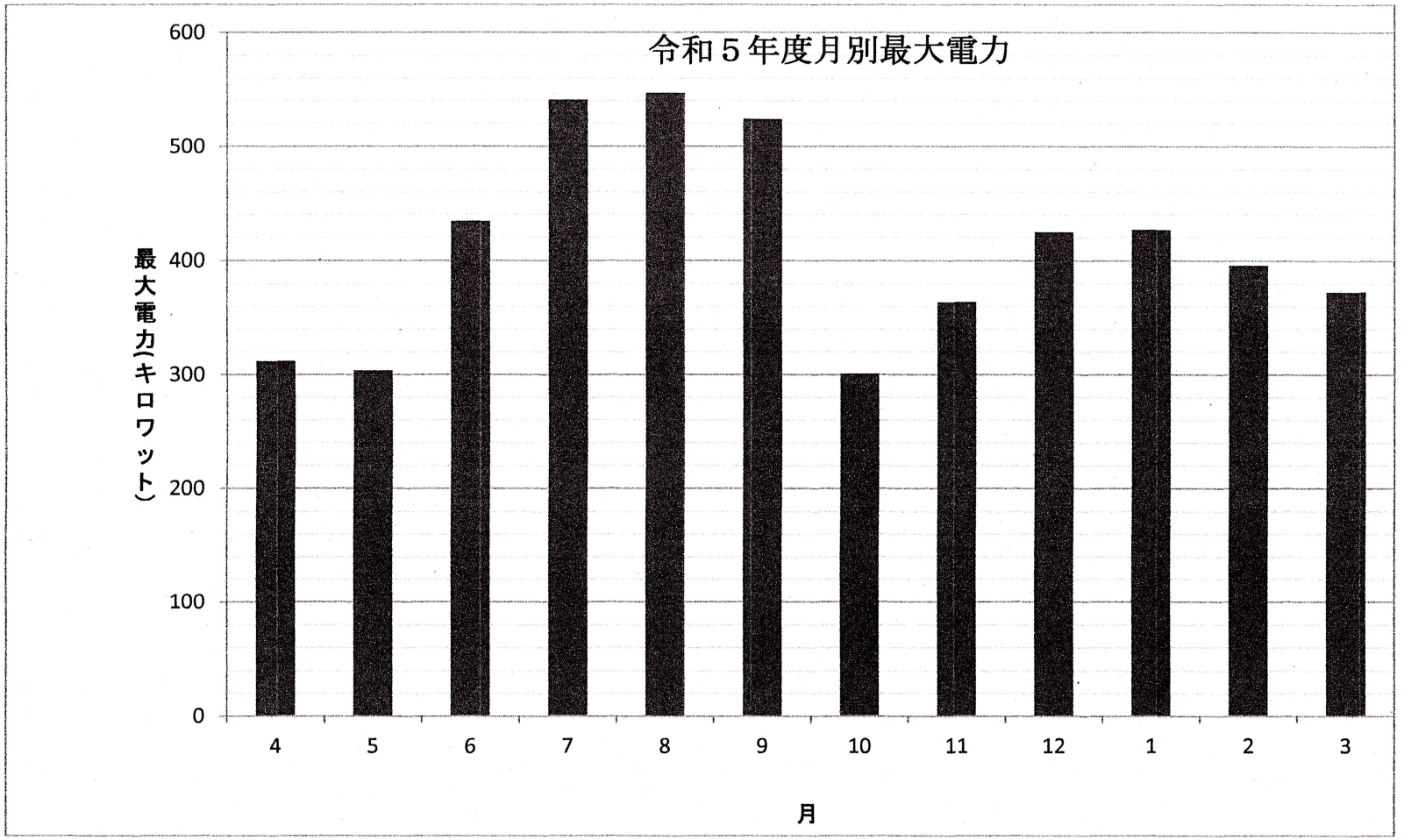
令和５年度月別最大電力
最大電力（キロワット）
600
500
400
300
200
100
0
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
月

別紙第３

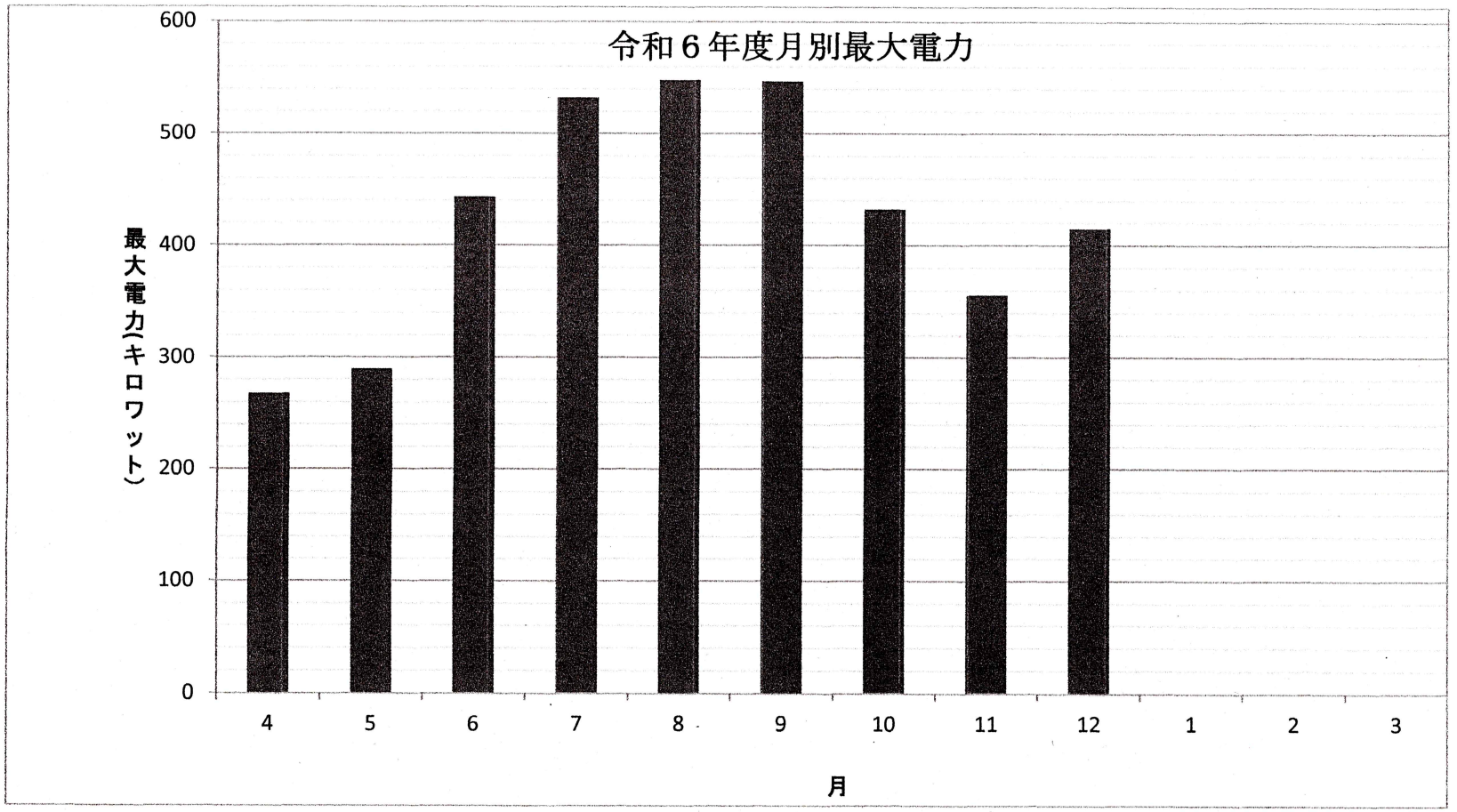
令和６年度月別最大電力
最大電力（キロワット）
600
500
400
300
200
100
0
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
月

別紙第４

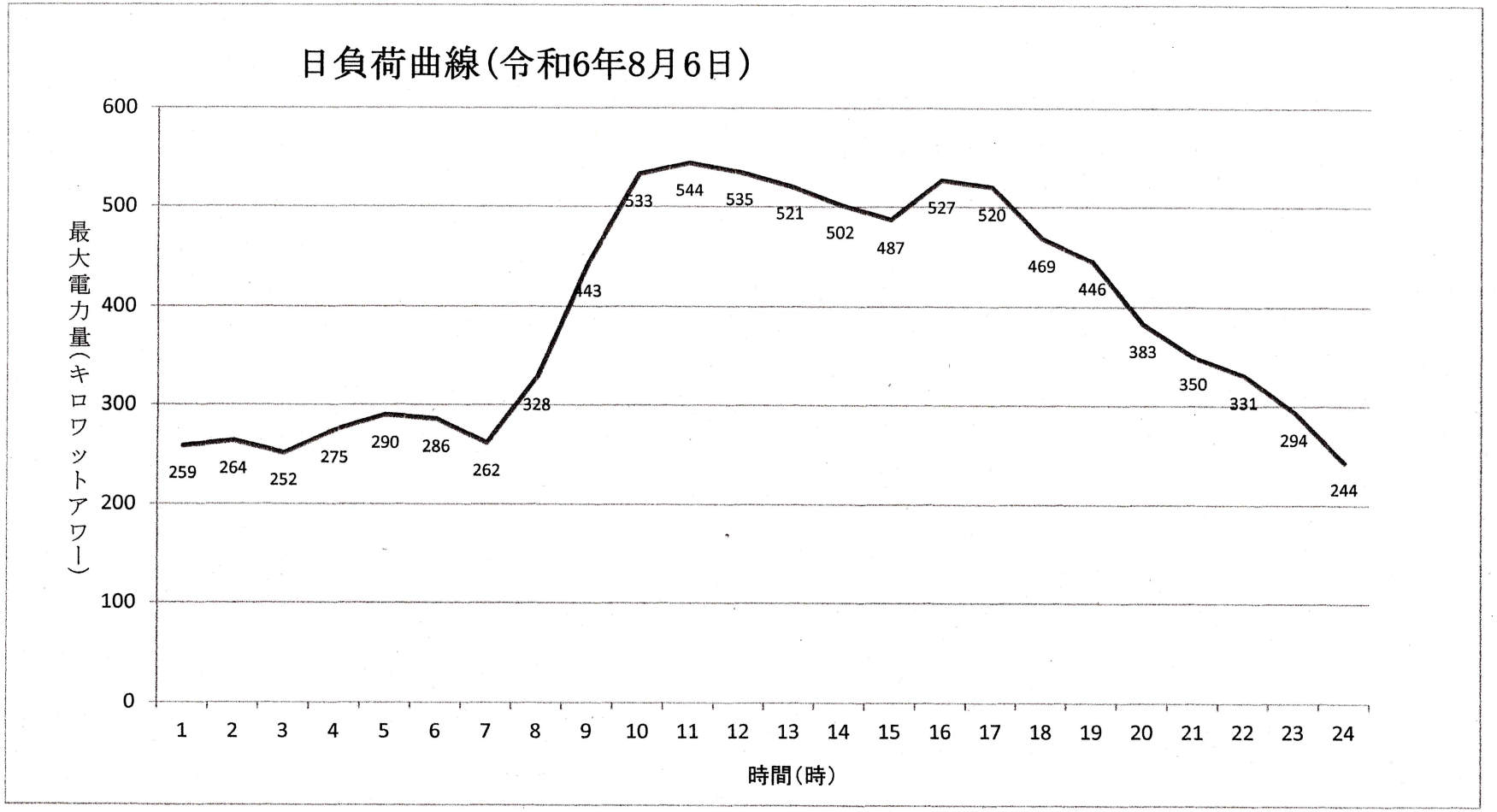
日負荷曲線（令和6年8月6日）
最大電力量（キロワットアワー）
600
500
400
300
200
100
0
259
264
252
275
290
286
262
328
443
533
544
535
521
502
487
527
520
469
446
383
350
331
294
244
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24
時間（時）

別紙第５

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条　件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和５年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和５年度の未利用エネルギー活用状況、③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が７０点以上であること。

要　素	区　分	得点
①令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	０．０００以上　０．３７５未満	７０
	０．３７５以上　０．４００未満	６５
	０．４００以上　０．４２５未満	６０
	０．４２５以上　０．４５０未満	５５
	０．４５０以上　０．４７５未満	５０
	０．４７５以上　０．５００未満	４５
	０．５００以上　０．５２５未満	４０
	０．５２５以上　０．５５０未満	３５
	０．５５０以上　０．５７５未満	３０
	０．５７５以上　０．６００未満	２５
	０．６００以上　０．６９０未満	２０
	０．６９０以上	０
②令和５年度の未利用エネルギー活用状況	０．６７５％以上	１０
	０％超　０．６７５％未満	５
	活用していない	０
③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	７．５０％以上	２０
	５．００％以上　７．５０％未満	１５
	２．５０％以上　５．００％未満	１０
	０％超　２．５０％未満	５
	活用していない	０
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業

開始から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

３　契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が７０点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（２）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属　表

各用語の定義

用　語	定　　義
①令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和５年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和５年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、令和５年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和５年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和５年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　工場等の廃熱又は排圧 ②　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下「ＦＩＴ法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和５年度の未利用エネルギー活用状況	３　令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４　令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和５年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） 令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) ＝ $\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥}$ 100 ①　令和５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)） ②　令和５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kwh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。） ③　グリーンエネルギーＣＯ２削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーＣＯ２削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kwh）（ただし、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④　Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑥　令和５年度の供給電力量（需要端(kwh)） １　再生可能エネルギー電気とは、ＦＩＴ法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（３０，０００kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） ２　令和５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３　令和５年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス （リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この定義は、適合証明書及び別紙第５にのみ適用する。

属　紙

適　合　証　明　書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊玖珠駐屯地
第４０４会計隊玖珠派遣隊長　井上　忠幸　殿

住　　所　　〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称　　〇〇株式会社
代表者氏名　　〇〇　〇〇　印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和５年度の状況

	項　目	自社の基準値	点　数
①	令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和５年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和５年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①　～　④　の　合　計　点　数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第５により算出した値を記載すること。
注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が７０点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

１．バイオマス（バイオガスを含む）
２．地熱
３．太陽光
４．水力
５．風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表　RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電（Self-generated electricity）
１．企業が保有する発電設備による発電
購入電力（Purchased electricity）
２．企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
３．企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
４．企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
５．供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
６．環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.

付紙第２

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（ｋＷｈ）			

総計（ｋＷｈ）

付紙第３

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　計　画　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　印

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

１　需要施設名等
需要施設名　　〇〇〇〇
需要施設住所　　〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力　　〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

総計（ｋＷｈ）

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

電気料見積資料

	R5年度実績		R6年度実績		R7年度予定				
	使用電力量(kwh)		使用電力量(kwh)		使用電力量(kwh)	電力量料金(円)	単価	基本料金	電気料金(円)
4月	128,514	4月	118,343	4月	120,000	1,926,000	16.05	1,038,177	2,964,177
5月	119,822	5月	117,337	5月	120,000	1,926,000	16.05	1,038,177	2,964,177
6月	141,898	6月	161,305	6月	165,000	2,648,250	16.05	1,038,177	3,686,427
7月	216,278	7月	236,303	7月	240,000	4,075,200	16.98	1,038,177	5,113,377
8月	217,506	8月	235,817	8月	240,000	4,075,200	16.98	1,038,177	5,113,377
9月	209,779	9月	226,012	9月	230,000	3,905,400	16.98	1,038,177	4,943,577
10月	129,823	10月	143,339	10月	145,000	2,327,250	16.05	1,038,177	3,365,427
11月	145,159	11月	141,152	11月	145,000	2,327,250	16.05	1,038,177	3,365,427
12月	169,202	12月	169,088	12月	170,000	2,728,500	16.05	1,038,177	3,766,677
1月	176,624	1月見込	173,125	1月	175,000	2,808,750	16.05	1,038,177	3,846,927
2月	160,470	2月見込	162,982	2月	165,000	2,648,250	16.05	1,038,177	3,686,427
3月	159,728	3月見込	153,336	3月	160,000	2,568,000	16.05	1,038,177	3,606,177
合計	1,974,803	合計	2,038,139	合計	2,075,000	33,964,050		12,458,123	46,422,173

12月見込みはデマンド数値

※7年度の予定電気料金に燃料調整額、再生可能
エネルギー発電促進賦課金、消費税は含まれませ

7～9月単価16.98円
その他は16.05円